

郡山市中小企業及び小規模企業振興基本条例 前文（制定の趣旨）

本市は、福島県の中央に位置し、東北新幹線や東北・磐越両自動車道が縦横に交差する高速交通網の要衝となっており、「人・モノ・情報」が交流する福島県の中核都市として発展を続けています。

この発展の礎となったのは、明治初期に猪苗代湖より水を引いた「安積開拓・安積疏水開さく事業」です。奥羽山脈を突き抜ける「一本の水路」は、外国から導入した最新技術、そして、全国から集まった人、技等を結集し、苦難を乗り越え完成しました。この事業は、稲作をはじめとした農業の発展のみならず、水力発電及び日本初の長距離送電による動力源としての電力の導入等、本市の近代工業化、さらには工場立地等に伴う商業活性化をもたらす等、本市産業発展の大きな原動力となりました。

本市は、大正13年に市制を施行し、郡山市歌にある「東北一は市の理想」の実現に向け、福島県の中核都市として着実な発展を遂げてきました。その後、太平洋戦争による荒廃から復興を成し遂げ、昭和39年の新産業都市の指定、平成9年の中核市への移行を経て、現在では東北地方をリードする都市に成長しました。

このような本市の躍進の原動力として大きな役割を担ってきたのは、安積開拓・安積疏水開さく事業を支えた先人から開拓者精神を脈々と受け継いだ中小企業及び小規模企業です。21世紀となった現在においても、中小企業及び小規模企業は、市内企業のほとんどを占めており、多様な分野において特色ある事業活動を行うことにより、本市経済をけん引するとともに本市の雇用を支える地域社会の主役というべき存在です。

しかしながら、消費者ニーズの多様化、グローバル競争の激化、情報通信技術の進展等といった経営環境の変化に加え、人口減少や少子高齢化、中心産業の変化といった社会構造、産業構造の変化等によ

り、中小企業及び小規模企業を取り巻く近年の環境は非常に厳しい状況が続いています。

さらには、東日本大震災がもたらした企業活動の停滞のみならず、観光、本市産品等（工業製品を含む。）に対する原子力発電所事故に起因する風評被害が現在も根強く残るなど、中小企業及び小規模企業は、未だ困難な事態に直面しています。

このような事態に対処し、新しい未来を切り開くために、積極果敢に新たな取組に挑戦し始めた中小企業及び小規模企業がいる中、意欲はあっても経営資源の不足等により新たな取組へ踏み出せないでいる中小企業及び小規模企業もいます。

今こそ、このような中小企業及び小規模企業が本市の経済及び雇用を支える重要な存在であることを地域社会が再認識し、連携して支えていくことが必要です。

ここに、本市の中小企業及び小規模企業の振興に向けた基本理念等を明らかにするとともに、中小企業及び小規模企業の成長発展及び事業の持続的な発展が可能となるよう地域社会全体で施策を推進することにより、豊かで活力ある郡山の実現のため、この条例を制定します。

市内企業のほとんどが中小企業や小規模企業で、地域の経済や雇用を支える、とても重要な存在だよ。

この条例をきっかけに、中小企業、小規模企業について考え、そして地域社会みんなで応援しましょう！



郡山市中小企業及び小規模企業 振興基本条例



中小企業・小規模企業を みんなで応援します！



本市の中小企業・小規模企業は、市内企業の約99%を占めるなど、本市の経済を牽引し、地域の雇用を支える地域社会の主役というべき存在です。

しかし、中小企業・小規模企業を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化といった社会構造の変化に加え、産業構造の変化、さらには消費者ニーズの多様化、グローバル競争の激化といった経営環境の変化に直面し、厳しい状況が続いています。また、平成23年に発生した東日本大震災及び原子力災害の影響を受けるなど、未だ困難な事態に直面しています。

このようなことから、中小企業・小規模企業の振興に向けた基本理念等を明らかにし、中小企業・小規模企業の成長発展、事業の持続的な発展ができるよう地域社会全体で施策を推進することにより、「豊かで活力ある郡山」を実現するため、平成29年3月に「郡山市中小企業及び小規模企業振興基本条例」を制定しました。

お問い合わせ

郡山市 産業観光部 産業政策課

〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目23番7号
TEL 024-924-2251 FAX 024-925-4225
ウェブサイト <http://www.city.koriyama.fukushima.jp>



この印刷物は、環境にやさしいFSC®認証紙と植物油インキを使用しています。紙へリサイクル可。

平成29年（2017年）8月発行

条例制定の趣旨

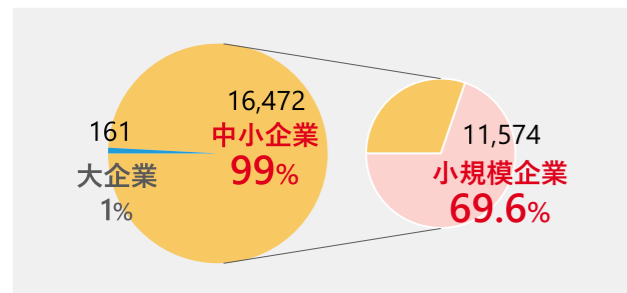
中小企業・小規模企業を取り巻く現状

中小企業者・小規模企業者の定義

業種	中小企業者		小規模企業者
	資本金又は常時雇用する従業員	常時雇用する従業員	常時雇用する従業員
①製造業・建設業・運輸業・その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

資料:中小企業基本法

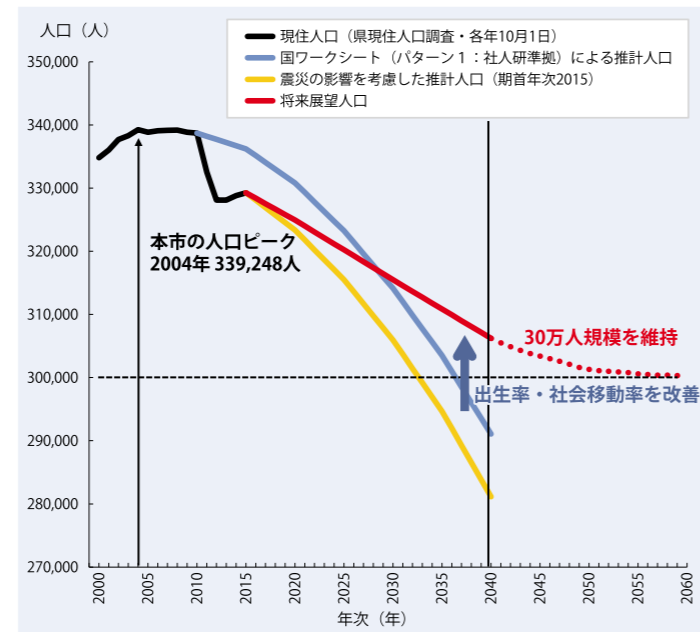
規模別企業数(郡山市)



資料:H26経済センサス

- 市内企業の多くは中小企業・小規模企業です。
- 中小企業・小規模企業は、地域経済や雇用を支える重要な存在です。

推計人口と将来展望の人口比較(郡山市)



資料:郡山市人口ビジョン

- 人口減少は地域需要の衰退要因につながります。
- 生産年齢人口の減少による慢性的な人材不足が懸念されます。
- 主要産業が製造業、小売業からサービス業、医療・福祉へ変化しています。

地域一体による中小企業・小規模企業の振興

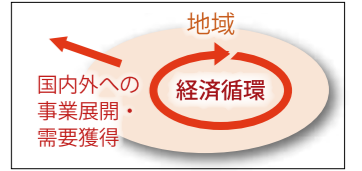
地域社会が中小企業・小規模企業の重要性を再認識し、構成する様々な主体が連携・協力することにより、中小企業・小規模企業の努力と創意工夫のもと、成長発展、事業の持続的な発展のための施策を推進し、市民生活の向上、地域経済の活性化を図ります。



郡山市中小企業及び小規模企業振興基本条例の概要

中小企業・小規模企業振興の基本理念 (第3条)

- 中小企業者・小規模企業者の努力と創意工夫により、経営力向上、成長発展、事業の持続的な発展を促進させます。
- 国内外の多様な需要に応じた商品の販売、役務の提供により、新たな事業展開を促進させます。
- 関係者が相互に連携、協力します。
- 風評払拭など東日本大震災からの復興を推進します。
- 経済的、社会的環境変化への適応を円滑化させます。
- 地域内の取引拡大等により、地域の経済循環を促進させます。



各主体の責務・努力・役割・理解と協力 (第4条～第11条)

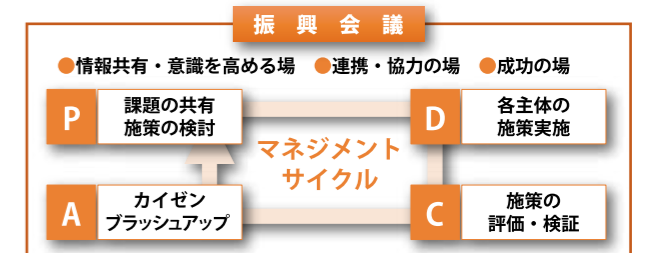
- 市**
 - 中小企業・小規模企業振興に関する総合的な施策を策定、実施します。
 - 関係者相互の連携、協力により施策の実施に努めます。
- 中小企業関係団体**
 - 中小企業者・小規模企業者のための環境整備、積極的な支援に努めます。
- 大企業者**
 - 中小企業者・小規模企業者と連携、協力に努めます。
 - 市の施策に協力するよう努めます。
- 学校**
 - 勤労、職業に対する意識啓発に努めます。
- 市民**
 - 中小企業・小規模企業の重要性を理解し、成長発展、事業の持続的な発展に協力するよう努めます。
- 中小企業者・小規模企業者**
 - 経営力向上、経営基盤強化、経営革新に努めます。
 - 人材育成、ワークライフバランスの実現に努めます。
 - 社会的責任を自覚し、地域社会との調和、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めます。
 - 職業に関する学習等に協力するよう努めます。
 - 企業情報の積極的な広報に努めます。
- 金融機関**
 - 中小企業者・小規模企業者のための環境整備、積極的な支援に努めます。
- 大学等**
 - 中小企業者・小規模企業者と連携、協力に努めます。
 - 中小企業・小規模企業の情報収集、提供に努めます。

市の施策の基本方針 (第12条)

- 経営力向上、経営基盤強化、経営革新を促進します。
- 円滑な資金調達を促進します。
- 人材の確保及び育成を支援します。
- 創業、事業承継、企業間連携等を促進します。
- 情報通信技術の活用を促進します。
- 風評払拭をはじめとした東日本大震災からの復興に向けた取組を支援します。
- 経済的、社会的環境変化の影響が特に大きい小規模企業者の事業の持続的な発展を確保するため、事業を円滑、着実に運営できるよう配慮します。

振興会議 (第15条)

- 中小企業・小規模企業振興を推進するため、外部の有識者で構成される「郡山市中小企業及び小規模企業振興会議」を設置します。



意見・提言

郡山市



条例の詳しい内容は ▶▶

郡山市 中小企業条例

検索

